

第一章 総則（第一条―第三条）  
 第二章 運送の引受け（第四条―第十五条）  
 第三章 運賃等（第十六条―第十七条）  
 第四章 責任（第十八条―第二十一条）  
 第五章 雑則（第二十二条―第二十七条）

第一条（適用範囲） この約款は、当社が経営する航路において、ロールオン・ロールオフ船又はコンテナ船（以下「使用船舶」という。）により行う内航運送に適用する。

第二条（定義） この約款において「荷主」とは、荷送人又は荷受人をいう。

第三条（運送の引受け） 当社は、使用船舶の輸送能力の範囲内において、貨物の運送契約の申込みに応じる。当社は、当社が指定する場所及び時間内に荷送人又は荷送人が指示する者（以下「荷送人等」という。）から貨物を受け取り、当社が指定する場所及び時間内に荷受人に対し当該貨物を引き渡す。ただし、当社と荷主との間で特に合意がある場合においては、当社は、当該合意に従う。

第四条（代替輸送） 荷主は、貨物に係る輸送機器、種類、重量、電源接続等特別な取扱いの有無等の区別に従って、所定の運賃及び付随の費用を当社に支払うこととする。運賃には、特約がない限り、船積み及び陸揚げに要する費用を含み、自動車（車）の積込（積）に要する費用を含み、以下「埠頭等」という。）における貨物の仕入、荷造等に関する費用は、荷主の負担とする。

第五条（荷渡しの特別） 荷主は、第三項第二項の規定にかかわらず、天災等の正当な事由がある場合においては、当社の判断により、あらかじめ当社が引渡しについて指定した場所又は時間以外の場合においては、当社の利益のために、当社が選定する運送方法及び条件により、適切な措置をとることができる。

第六条（運賃等） 荷主は、貨物に係る輸送機器、種類、重量、電源接続等特別な取扱いの有無等の区別に従って、所定の運賃及び付随の費用を当社に支払うこととする。運賃には、特約がない限り、船積み及び陸揚げに要する費用を含み、自動車（車）の積込（積）に要する費用を含み、以下「埠頭等」という。）における貨物の仕入、荷造等に関する費用は、荷主の負担とする。

第七条（留置権） 当社は、運賃等の支払日が経過したにもかかわらず、当該運賃等が支払われない場合においては、当該運賃等と全額取受するまでの間、当該運賃等に係る貨物を荷主の費用により留置することができる。

第八条（当社の責任） 当社の責任は、荷受人が異議をどうもでない貨物を受け取ったときに消滅する。ただし、貨物に直ちに当社が発見することができない損傷又は一部滅失がある場合において荷受人が引渡日より二週間以内前項の規定は、適用しない。

第九条（免責） 当社は、内乱、テロ、暴動、ストライキ、その他の不可抗力によって生じた損害については、賠償の責めに任じない。但し、荒天運送は不可抗力とはみなさない。

第十条（除斥期間） 貨物の滅失、損傷又は延着に対する当社の責任は、荷受人に貨物の引渡し日がされた日（貨物の全部が滅失した場合）から起算し、一年以内とする。

第十一条（保管） 荷主は、当社が指定した埠頭等に貨物を保管する場合は、当社の承諾を得なければならない。

第十二条（便乗者） 荷主は、使用船舶の輸送能力の範囲内において便乗者の乗船申込みに応じることとし、便乗者は、荷送人の費用において輸送することとする。

第十三条（共同海損） 共同海損は、千九百九十四年のヨーク・アントワープ規則の規定に従って処理する。

第十四条（不法行為責任） 当社は、荷主に対する不法行為による損害賠償の責任について、この約款の規定を適用できる。

第十五条（仲裁） 当社及び荷主は、この約款に基づく争いについて仲裁に付する旨の合意がある場合においては、当社の選任仲裁手続その他仲裁に関する一切の事項は、当該公益法人又は当該一般社団法人等の定めるところによる。

第十六条（前項の合意がない場合） 前項の合意がない場合においては訴訟が生じたときは、第一審の裁判権は、当社の主たる営業所を管轄する裁判所に属することとする。

第十七条（共同海損） 共同海損は、千九百九十四年のヨーク・アントワープ規則の規定に従って処理する。

第十八条（不法行為責任） 当社は、荷主に対する不法行為による損害賠償の責任について、この約款の規定を適用できる。

第十九条（仲裁） 当社及び荷主は、この約款に基づく争いについて仲裁に付する旨の合意がある場合においては、当社の選任仲裁手続その他仲裁に関する一切の事項は、当該公益法人又は当該一般社団法人等の定めるところによる。

一 気象又は海象が使用船舶の航行に危険を及ぼす場合  
 二 天災、火災、海難、使用船舶の故障その他のやむを得ない事由が発生した場合  
 三 災害時における円滑な避難、緊急輸送その他これらに類する旅客又は貨物の輸送を行う場合  
 四 船員その他運送に携わる者の同業罷業その他の争議行為が発生した場合  
 五 船員等又は便乗者の疾病が発生した場合など生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれがある場合  
 六 官公署の命令又は要求があった場合  
 七 海上における人命又は財産の救助行為を行った場合  
 八 前各号に掲げる事由のおそれがある場合  
 九 その他正当な事由がある場合

十 当社は、天災等の正当な事由がある場合においては、貨物を最寄港その他の港若しくは場所へ荷揚げし、又は船積港に積み戻すことができる。

十一 当社は、陸揚港以外の場所において荷揚げした貨物については、荷主の指図を待つ時間がない場合、当社の定められた期間内に荷主の指図がない場合その他の正当な事由がある場合においては、荷主の利益のために、当社が選定する運送方法及び条件により、適切な措置をとることができる。

十二 荷主は、あらかじめ合意した日までに、運賃等の全額を当社に支払わなければならない。

十三 当社は、貨物の全部又は一部が不可抗力により滅失し、若しくは相当程度の損傷を生じた場合又は当社の悪意若しくは過失又は船員等の悪意若しくは重大な過失によって滅失した場合又は、荷主に当該滅失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃を請求しない。当社が既に当該貨物に係る運賃の全部又は一部を受取している場合においては、荷主に当該運賃を返還する。

十四 当社は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは瑕疵又は荷送人等若しくは荷受人の過失による事由によって滅失した場合においては、運賃の全額を受取る。この場合において、不足額があるときは、当社は、荷主に對してこれを請求することができる。

十五 前項の規定にかかわらず、天災等の正当な事由がある場合においては、不足額があるときは、当社は、荷主に對してこれを請求することができる。

十六 当社は、運賃等の支払日が経過したにもかかわらず、当該運賃等が支払われない場合においては、当該運賃等と全額取受するまでの間、当該運賃等に係る貨物を荷主の費用により留置することができる。

十七 当社の責任は、荷受人が異議をどうもでない貨物を受け取ったときに消滅する。ただし、貨物に直ちに当社が発見することができない損傷又は一部滅失がある場合において荷受人が引渡日より二週間以内前項の規定は、適用しない。

十八 当社は、内乱、テロ、暴動、ストライキ、その他の不可抗力によって生じた損害については、賠償の責めに任じない。但し、荒天運送は不可抗力とはみなさない。

十九 貨物の滅失、損傷又は延着に対する当社の責任は、荷受人に貨物の引渡し日がされた日（貨物の全部が滅失した場合）から起算し、一年以内とする。

二十 荷主は、当社が指定した埠頭等に貨物を保管する場合は、当社の承諾を得なければならない。

二十一 荷主は、使用船舶の輸送能力の範囲内において便乗者の乗船申込みに応じることとし、便乗者は、荷送人の費用において輸送することとする。

二十二 共同海損は、千九百九十四年のヨーク・アントワープ規則の規定に従って処理する。

二十三 当社及び荷主は、この約款に基づく争いについて仲裁に付する旨の合意がある場合においては、当社の選任仲裁手続その他仲裁に関する一切の事項は、当該公益法人又は当該一般社団法人等の定めるところによる。

二十四 前項の合意がない場合においては訴訟が生じたときは、第一審の裁判権は、当社の主たる営業所を管轄する裁判所に属することとする。

二十五 共同海損は、千九百九十四年のヨーク・アントワープ規則の規定に従って処理する。

二十六 当社及び荷主は、この約款に基づく争いについて仲裁に付する旨の合意がある場合においては、当社の選任仲裁手続その他仲裁に関する一切の事項は、当該公益法人又は当該一般社団法人等の定めるところによる。

二十七 前項の合意がない場合においては訴訟が生じたときは、第一審の裁判権は、当社の主たる営業所を管轄する裁判所に属することとする。